

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書記載事項の変更届に係る面談

2. 日時：令和3年8月30日（月）10時00分～10時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、

小野原子力専門検査官

日本原子力研究開発機構

臨界ホット試験技術第一課課長 他3名

5. 要旨

- 日本原子力研究開発機構から、原子炉施設〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書記載事項の変更届について、資料に基づき説明があった。
 - ・今回の申請は、設工認申請書（第4回申請）の認可に伴うものであり、「ウラン酸化物燃料収納架台」、「コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台」及び「ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台」と既設の工事を伴わない設備は年度内に使用前事業者検査を実施する予定である。さらに、「棒状燃料収納容器」は棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等の使用前検査合格証交付後に使用前事業者検査を実施する予定である。
 - ・「ウラン酸化物燃料収納架台」、「コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台」及び「ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台」については、現在貯蔵している核燃料物質を改造工事中も貯蔵した状態で実施する必要があることから、使用前確認証の交付前に一部使用を予定している。
- 原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。
 - ・使用前確認証の交付前に一部使用を予定している核燃料物質貯蔵設備に関しては、この設備を使用するために検査を完了させる必要がある関連設備を明確にすること。
 - ・核燃料物質貯蔵設備の一部使用の開始予定日には、現地での改造工事開始予定日を記載しているが、一部使用承認証は原子力規制庁の事務手続き等を踏まえた日付で交付する。
 - ・使用前確認証の即日交付が必要な場合はその理由書を提出すること。
 - ・STACYの更新に係る工事の工程に変更が生じた場合は、変更の都度、情報を提供すること。

○ 日本原子力研究開発機構から、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設〔S
T A C Y（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前検査申請書記載事項の変更届

以 上